

「肥後銀行外貨貯蓄預金定額自動振替方式口座振替」取引規定

2020年4月1日 現在

1. (本規定について)

「肥後銀行外貨貯蓄預金定額自動振替方式」とは、ご指定の普通預金口座から毎月一定金額（円貨）を引落とし、自動的に外貨を購入していただくサービスです。

本規定は「肥後銀行外貨貯蓄預金定額自動振替方式口座振替」に対し規定するものであり、本規定に記載のない場合は、「肥後銀行外貨貯蓄預金規定」に準じます。

2. (定額自動振替方式による預入れ)

- (1) 本口座振替をご利用いただくにあたっては、あらかじめ当行所定の定額自動振替方式口座振替依頼書を提出してください。振替日、振替金額等は外貨貯蓄預金定額自動振替方式口座振替依頼書に記載の約定によります。
- (2) 指定預金の払出については普通預金規定または総合口座取引規定にかかわらず預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (3) 振替金額は1万円以上200万円以内、千円単位の金額とします。特定月の増額のお取扱はいたしません。
- (4) 本口座振替は、ご指定日の当行仲値公表後（午前10時過ぎ）に行います。
- (5) 本口座振替は、他の口座振替に優先して行われることがあるのでご注意ください。
- (6) 定額自動振替方式による預入金額・預入日・代わり金引落口座を変更、または口座振替を解約したい場合には、指定日の前営業日までに、あらかじめ当行所定の書式により届け出てください。
- (7) 振替処理時点で引落口座の残高が振替金額に満たないとき、または口座振替のできない相当の事由が生じたときは、ご通知することなく振替は行いません。
なお、当座貸越による振替はいたしません。

3. (適用外国為替相場)

- (1) 定額自動振替方式により預入れいただく場合の換算相場は、振替日当日の当行所定の相場を適用します。
- (2) この預金口座より円貨を対価として払戻し、または解約する場合は、払戻日の当行所定の相場を適用します。

4. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。この規定の内容はあらかじめ変更内容を通知または店頭に掲示することにより、当行が変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従っていただきます。なお、内容の変更によって損害が生じたとしても、当行は一切責任を負いません。

以上